

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成19年4月6日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 イオン株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 一関ショッピングセンター 一関市狐禅寺字石ノ瀬95番1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成19年2月21日

(5) 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び小売業者の確定のため

2 届出年月日 平成19年3月27日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所